審議会等の会議結果報告

1　会議名	津市総合計画審議会第４回審議会会議 豊かな文化と心を育むまちづくり・参加と協働のまちづくり分科会
2　開催日時	平成２４年８月１３日（月） 午後１時３０分から午後３時５０分まで
3　開催場所	津市本庁舎８階　大会議室
4　出席した者の氏名	**（津市総合計画審議会　豊かな文化と心を育むまちづくり・参加と協働のまちづくり分科会委員）** 石見隆浩、今井直毅、大幡貞夫、小泉忠子、須山美智子、田部眞樹子、中川幹夫、長谷川之快、服部基恒 **（事務局）** 地域政策担当参事　南浦　康人 政策課政策担当副主幹　梅本　和嗣 政策課主査　深堀　巧
5　内容	1　分科会の意見のまとめに係る進め方について 2　前回の議論に係るまとめについて 3　前回意見が無かった施策に係る議論について 4　その他
6　公開又は非公開	公開
7　傍聴者の数	０人
8　担当	政策財務部政策課政策担当 電話番号　０５９－２２９－３１０１ E-mail　229-3101@city.tsu.lg.jp

・議事の内容　　　下記のとおり

事務局（梅本）	それでは、お忙しいところ、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。これから会議のほうを始めさせていただきたいと思います。
事務局（梅本）	本日の会議は、前回と同様に今日の１日の時間はすべて分科会で審議させていただきたいと思っております。 それで、これからの進め方をご説明させていただくのですが、本日の議論を踏まえて、今回、皆さんに送付いたしました、「総合計画後期基本計画策定に係る、踏まえるべき主な視点」の最終案をまとめていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 また、９月２５日に予定しております全体会の中で、小泉分科会長様から報告していただくという形でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、進行を分科会長様にお願いしたいと思いますので、分科会長様よろしくお願いいたします。
小泉分科会長	はい。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。本日は、前回の御意見を踏まえまして、さらに言い足りなかったとか、あるいは新しいアイデア等々、深めていきたいと思っております。

時間設定のほうは一応、３時３０分終了の予定にさせていただきます。事項書をご覧いただきたいですけど、１番の分科会の意見のまとめに係る進め方について、事務局のほうから、だいたい８分ぐらいで、２番目の「前回の議論に係るまとめについて」というのを４０分、３番目、「前回意見がなかった施策に係る議論」を約４０分で予定いたしまして、その他も含めて３時半終了と考えております。

それでは、分科会を進めるにあたりまして、会議録の署名委員をお願いしたいと思います。川北委員がご欠席でございますので、順番からいきまして、石見委員と須山委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

須山委員　わかりました。

小泉分科会長　石見委員、よろしゅうございますか。

石見委員　はい。

小泉分科会長　ありがとうございます。

それでは、事項１の「分科会の意見のまとめに係る進め方について」事務局、説明をお願いいたします。

事務局（梅本）　それでは、事項１の「分科会の意見のまとめに係る進め方について」を説明させていただきます。

前回、ご出席いただきました皆様から、いろいろな御意見をいただきました。その内容を、この「津市総合計画後期基本計画の策定に係る踏まえるべき主な視点」という形で、まとめさせていただきました。

まずは、この資料をまとめさせていただきました内容について、前回の協議を思い出していただきまして、まず付け足すべきもの、それから修正すべきもの等あれば、まずはこの送付させていただきました案について、確定させていただければと思っております。

次に、見ていただきましたとおり、中に空白となっている施策がございます。お送りさせていただきました資料の２ページですと、「高等教育機関との連携、充実」という項目。それから、４ページ目にございます、「人権尊重社会の形成」。それから、最後になります「市民との協働の推進」という観点のほうが少し御意見をいただいていない項目となっておりますので、こちらについても、事項３で御意見をいただければと思っております。

今回の議論を踏まえまして、事務局で最終的な「津市総合計画の策定に係る主な視点」というのをまとめさせていただきまして、９月２５日に予定しております総合計画審議会の全体会において、最終案をまとめていきたいと思っております。

私のほうから、今後の進め方について、以上でございます。

小泉分科会長　ありがとうございました。それでは、前回の議論に係るまとめについてでございますけれども、前回３名の委員さんがご欠席でございました。事務局のほうが、ご提出いただきました提案内容は代理で述べていただきましたが、きょうはご本人がご出席いただいておりますので、恐れ入りますけど、ご本人から御意見をいただきたいと思います。

また、川北委員さん、ご都合が急に悪くなったということで、ご欠席でございますので、田部委員さんと服部委員さんに、前回、書類でもご提出いただいた内容と絡めて、ご説明いただけたらと思います。

それでは、田部委員さんからお願いしたいですけれど、よろしいでしょ

	うか。
田部委員	初めまして、田部（たなべ）と申します。よろしくお願いします。 私自身が、常にＮＰＯをやっておりますので、「ＮＰＯは社会の担い手になり得るのか」ということを、自分に問いかけながら、日頃の活動をさせていただいています。 ＮＰＯが育つには中間支援組織が本当は力を持つといいのですが、なかなか現在の三重県のすべての中間支援組織というのは、一つひとつのＮＰＯを育てていくには力がないなというのが、私の意見です。 市としても、どういうふうにそのあたりを考えているのか。なぜ、協働が大事かといえば、それは行政をスリム化していくということでとても大事だと思っておりますが、実は、対等に行政と協働するＮＰＯはなかなか育っていないのが現状です。私がたとえば行政側にいたらＮＰＯと行政って結構、面倒くさいことがあるんですね。面倒くさいですけど、やはり将来を考えたときには、行政の有り方や何かを考えたときには協働していくということを、まずは始めていくということが大事なのではないかと思っています。そういう意味で協働し合いながら、お互いの文化の違いを理解し合って、お互いが育ち合うという関係がつくれていくことによって、将来津市の行政はスリム化し、それから活動とか、いろいろな事業は広がっていくことにつながっていくだろうというように考えています。 今、私たちは、子ども関係のＮＰＯですので、子ども総合支援室といくつかの協働をしております。協働というのは、今まで市民団体というのは、いうなれば、「お上にものを申す」とか、「お上に要求する」団体が多かったんですね。そうではなく、ＮＰＯというのは全く対等な立場でどう社会を改革していくかというのが使命になっています。そういう意味で、ＮＰＯの育ちと、それから協働の在り方というのを、議論していただけたらありがたいなという気持ちで、書かせていただきました。 以上です。
小泉分科会長	ありがとうございます。それでは、続きまして、服部委員さん、よろしくお願いいたします。
服部委員	私どもが住んでいる白山町に疎水がございまして、平安時代に掘られたと。疎水百選に選ばれていますが、住民の方が何とかそこへもう一度、水を通そうと。多気かどこかには、それをしてみえるらしいですが、そういう運動が起こっています。 ところが、大きい石がその中に入っておりまして、とても我々の手では取り除けないという話もございました。そういう文化的な遺産について、市のほうも取り組んでいただけたらと、こんなふうに思って書かせていただきました。 それから、旧白山町時代に非常に一生懸命、取り組んだ「藤原千方（ふじわらのちかた）と四鬼」の伝説があるんですけれども、この前、発行された津観光ボランティアの中にも載っていないんですよ。白山町があれだけ本も出してした伝説が、全然載っていないものですから。たぶん総合支所が当時、支所長さん以下ほとんど新しく変わられた方で、全くその地域のことには関心がなかったか、知らなかったか。白山も何も言わなかったかで、ほとんど我々が示したその伝説が全く語り継がれてないので非常に残念と思っておりました。ぜひ、埋もれたそういう文化資産なりを残していきたいと思っております。以上です。
小泉分科会長	観光ボランティアが発行した本というのは、『ふるさとの発見』。

服部委員	ええ。津とか書いてあって、あれは観光ボランティアの発行か。
小泉分科会長	専門、専攻問題が出ている、あれのことですか。
服部委員	そうです。疎水は載っていたんですよ、見たら。我々が伝説として残しておいた、「藤原千方と四鬼」というのは載ってなかったものですから。
小泉分科会長	わかりました。ありがとうございました。ということで、前回、御意見をお聞きできなかったお二方に、ご本人から頂戴いたしました。 それでは、ただいまの御意見と、それから前回のまとめがつくってもらってありますので、それと全部を踏まえまして、いろいろな御意見をいただきたいと思いますが。 順番というよりは、ご発言いただける方から、お伺いしていきたいと思います。いかがでございますか。
田部委員	ごめんなさい、質問です。この前の私、本当に欠席してご迷惑をおかけしたんですけれど。この前、委員の方から御意見がありまして、それをまとめてくださっているところも、併せて発言させていただいてよろしいですか。
小泉分科会長	はい、結構でございます。
田部委員	それから、あとは空白の部分ということですね。それも併せながらで考えていくことでよろしゅうございますか。
小泉分科会長	空白の部分は、あとからさせていただきます。
田部委員	はい、かしこまりました。
小泉分科会長	御意見が出ませんようでしたら、お一人お一人伺っていきたいと思います。
田部委員	いいですか。私はこれをちょっと読ませていただいて、気になった言葉がどうしてもあるんです。 私自身は子どものことをしているものですから、「健全育成」という言葉がとても気になるんですね。 「子どもを権利主体として捉えていく」という思想をどこまで、子育てというか、「子育ち」という思想ですけれど。これをどこまで市民のものにしていけるかというのは、とても大きいと思っています。 その中で「健全育成」というのは、「大人から子どもを育成する」と、あくまでも子どもを客体として捉えた言葉なんですね。今、青少年の、国からも若者ビジョンの中でも、たぶん健全育成という言葉はほとんど消えていると思います。子どもを権利主体としてどう見ていくかというときに、いろんなことの中で、そういう姿勢が大人の中に問われてくるということなのかと思ったものですから、あくまでも「育成」という対象に見ているということが、とても気になりました。 それから、子どもの育ちの最大の環境は、家庭であることは確かなんですね。ただ家庭だけに、今、家庭とか特に母親にいろいろなことが、実際には役割を果たされていなく、ネグレクトや何かが増えています。やはり地域の中で、私なんかが育つときは地域の中に、子どもを育てていくという非常に責任を持っていく地域社会というのがあったんですね。この家庭教育と同時に地域社会にどう再生するかというのは、すごく大きな問題な

	のかなと思っているものですから、そのあたりの視点を、どのように加えていったら良いかなということを、大きな意見として出させていただきたいと思いました。
今井委員	健全育成の話ですけれども、今、各地で夏休みの夜間パトロールなどをやっていますね。それで、大幡さんも、今、市の事務局長をやってみえるんですけれども、私も去年までは津のほうへ出ていって、いろいろ意見交換をしました。 やはり津市全体が中学校単位で、今、いろいろな健全育成の会を持っています。それでいろいろな活動をして、あるいは地域の分科会のときの啓発事業とか。
田部委員	はい、存じ上げております。
今井委員	そういうことをやっていますので、それはそれで盛んにやってもらったら良いと思いますけどね。
小泉分科会長	今、田部委員のご発言は、そういった健全育成の対象として子どもを見ていると。だから、ちょっと視点が違っているかなと思うんですけど。
田部委員	はい。そのことを否定しているわけではなくて、子どもの捉え方、子どもは当然、保護される権利を持っていますよね。保護される権利と同時に子ども自身がどう育っていくかという、子育ちの力を持っています。そこをどうサポートするのかが、私は子育てだろうと考えています。健全育成という、子どもを客体として、権利の客体として見るのではなく、そこに主体という視点を持ちながら子どもと向かい合っていくということが、とても子どもの権利主体を育てるのに大事ではないのかなと意見を申し上げさせていただいたんです。 この思想、結構、難しいと思うんですね。概念としては。
小泉分科会長	どうも失礼しました。そういうことですが、市のお考えはいかがでございますか。御意見いただけますか。
事務局（梅本）	たしかに田部委員がおっしゃられますとおり、委員の皆さん、いろいろ子どもに対してよく取り組まれているその方向性は全く一緒だと思います。その捉まえ方として、こちらのほうから働きかけるというだけでなく子どもが主たるものとしてそれを育てていこうという、その育っていく力をサポートしていくという視点も確かに必要かなとは思います。 いずれにいたしても、委員さんのほうからの意見の方向性としては、子どもをしっかり育て上げていくという、強い方向というのは変わっていないと思いますので、表現の方法につきましては、市のほうで、再度検討させていただきまして、また、皆様にお話しさせていただきたいと思います。
小泉分科会長	その「健全育成」という言葉ですけれど、かなり古い言葉だとは私も思いますが、今も通常、どこででも使われているのでしょうか。
長谷川委員	この「健全育成」というのは、私どもスポーツでも、たとえば子ども会とか、スポーツ少年団、あるいは警察署協議会の会長もしていますが、皆、出てくるのは健全育成という言葉です。行政でも出てくる。警察そのものでも、国からでも、子どもに対しては健全育成ということになっている。
田部委員	子どもの城の評議員を今もずっとさせていただいて、その前は、県の中

の青少年育成の組織がありましたよね。そこの理事をずっと務めて、その中では完全に健全育成でした。
そこからまた、子ども若者ビジョンがつくりかえられましたよね。もう６年ぐらいになると思います。その中では、青少年健全育成の言葉は消えていっていると思いますし、今はそうではない方向で国はたぶん考えてきているだろうと思うんですね。
ただ、ずっと地域の中で活動していらっしゃる方は、健全育成という言葉はそのまま残っているだろう。残っていることが良いことでも悪いことでもなくて、そうだというだけですね。
そういうなかで、どういう視点を入れこんでいくかということは、ここでの議論の対象になるかなと、私自身は考えているんです。今、ちょっと発言をさせていただいただけで、それは否定でもなんでもないんです。当然、現場は残っています。その現場も両方、どういうふうに、どういう視点で行政としては見ていきながら、言葉そのものも、本当に子どもの一人の権利主体として、子どもが見られていくような形というのを、どうつくっていこうとしていらっしゃるのか、皆さんよりは行政のほうに向かって、私は申し上げたという感じではあります。

小泉分科会長　私の頭の中では、「子どもの育ちをサポートしていく」という領域を、今までの健全育成の考え方にプラスしていくと。

田部委員　はい。健全育成の考え方にプラスしていくというよりは、「子どもはもともと育つ力を持っている」ということ。子どもを信じるということから始まっていく思想でもあります。これが権利主体ですから、そうです。そこに、どうサポートするかというときに、健全育成という視点で子どもは育てる対象だけではなくて、子どもは育っていく力を持っていること。大人も子どももまちをつくっているパートナーとして対等な立場にいる。
たとえば、子どもは経験が少ないとか、そういうことがありますよね。だから、指示、指導をするだけではない、そういうふうに考えていく思想だけの話です。今、本当に子どもたちの主体性がなかなか育たない中で、私はチャイルドラインという１８歳までの子ども専用電話を受けているんですけれど、本当に子どもたちが抱えている悩みというのがすごいです。自己肯定感が持てないでいる。そういうことを一つ一つ、クリアしながら、子どもたちが「自分が自分であっていいんだ」というようなことをつくっていきたいということの中からの、今の発言だというふうに捉えていただければ、ありがたいと思います。
なかなか一言でお伝えできないのが申し訳ないですが。

小泉分科会長　ありがとうございました。事務局、何か付け足すことございますか。

事務局（梅本）　私どものほうも、こういう言葉を使わせていただきましたけれども、もちろん子育ち、子育て支援という形で取り組んでおりますので、大きな観点としては、もちろん子どもの主体性をサポートしていくという考えは持っています。

田部委員　はい。ただ指示と指導というのは私も否定しないんですね。警察が補導していくことも否定しないです。ですけど、あまりにも指示と指導の中で、子どもたちは生きているんです。ですから、指示と指導をするときに、子どもとの対等感。上から下で、「わからないなら、教えてあげるんだ」というような大人の思想に対して、それだけではないというような、投げかけをしているというふうに受け取っていただければありがたいです。

小泉分科会長	ありがとうございました。
小泉分科会長	今、田部委員にご発言いただきましたのは「生きる力を育む教育の推進」と、一番上のところでございますね。「豊かな文化と心を育むまちづくり」の中の１番のポイントだと思います。 関連してご意見はございますか。
服部委員	関連して、よろしいですか。あまり「個」というものを尊重するがために、大きくなってしまって、逆に今度は親を教育しなければいけないというようなことになってしまわないかという気もするんですけどね。個ばかりを主張しすぎると。あまりしつけるというんですか、指導するということが非常に大事なことではないかと思うんですけど。
須山委員	私が言いたいのは家庭教育がしっかりできているうちの子どもさんはいいんですが、家庭教育ができていない子が多いんですよ。家庭教育ですべき基本的な問題が、できてない子が多いのです。
田部委員	「個」というものの誤解と思うんですけど、履き違えがあると私は思っているんですね。実は権利というのは「相互尊重の精神」です。だから、この概念がきちっと捉えられていないで、勝手をすることは権利ではないです。私は１００生きたら、隣の人はゼロで生きなければいけませんよね。だから、お互いがどう生き合うか、お互いをどう尊重し合うか。自分を尊重しなければ人も尊重できませんから、まず自分と同じレベルで人をどう尊重し合えるかという、「相互尊重の精神」なんですね、権利というのは。権利の基本概念です。 それと、家庭教育はすごく重要です。家庭が崩壊したというのは、その場合の今の家庭を形成している子どもたちを育てた、つまり私たちの年齢だと、すごく自分の中で責任を感じています。 その子どもたちが、子どもを育てる。地域社会がつまり女性を開放したのは核家族なんですけど、あと介護保険だと思っているんですけど。同時に子どもにとっては子どもが育ちにくい社会をつくってしまったんですね。だから、核家族の中で子育ての文化が継承されていませんから子育てができないんです。私たちは、津市の軽度の虐待児のモニターする事業とか、津市と協働でやっていたりしますが、ほとんどの方の場合、子育てができないんです。ネグレクト家庭というのは。どんどん増えているんです。 家庭が家庭がといっても、お母さんがお母さんがというと、そんな強く育てていないですね。実際には。皆さん弱いので、余計追い詰められているという現状があって、その人達は一生懸命やっているので、「これ以上、何をせいというの」ということが、実は起きてきたりして、本当にどういうふうに施策的にここをやっていくのかが重要なことだろうなと思っています。 私自身も今、具体的に、「じゃあ、どう支援したらいいのか」と、わかりにくいんですけど。今、養育支援って家庭に入っていって、本当に半年間の期限の中で家事のお手伝いやいろんなことができないお母さんが多くて、そこの自立支援もしているんですけれど、心に病気を持っている人も、ものすごい数が増えているんですね。 その人たちがきちっと、愛着形成を子どもにしないと、その子がまた同じことを繰り返していくという、今、現象がどんどん増えていっているのが現実です。ここをなんとかしていかないと、日本社会はどうなるかなと、すごく不安を感じていることは確かです。 だから、個人を批判していても、どうしようもないっていうようなとこ

ろに、今、来ているか。社会問題に確実になっていますね。

服部委員　たしかに昔のことを言っても、今、始まらないので、そういう特別チームもつくって、そういう人達を救っていくことが必要になるのかな。１０年、２０年先ですからね、教育というのは。だから、今、そういう現状のお母さんがみえるのは、やはり救っていかないといけない。

田部委員　これ、４０年ぐらいかけて、今になったんですよ。４０年か５０年かけて。次の２１世紀ぐらい取り戻せないだろうかと、私自身は思っているんですね。そういうスパンでね。そういった意味では、今、何をするかということが、すごく施策的には問われていることが、もう確実に社会問題ですね。

小泉分科会長　わかりました。大変だと私も思います。

それでは、まだたくさんございますので、一応、このお話、このあたりで置かせていただきまして、２つ目の視点。「高等教育機関等の連携充実」というのは空欄になっておりましたので、のちほど取り上げさせていただきます。皆さんに御意見を伺っていきたいと思います。

次に「生涯学習スポーツ社会の実現」に入らせていただきたいと思います。

今井委員　前回も言いましたが、公民館活動。合併してからいろいろなところでお金を取っていますね。このへんのところは教育委員会としては、今後もそのままでやっていくか。もうお金とらずに前に戻した状態で、過疎化の活性のためにやっていただきたいというのが、私の意見です。

ただ年会費とか、講座１回出ていくといくらとか、非常に負担が大きくなっていまして、だんだん生涯学習の講座生が今、どこもかもが減ってきている状態です。そのへんのところ、教育委員会は何か聞いてもらえましたか。

事務局（梅本）　公民館の使用料が必要になってくるということで、ご不便をかけているところがたしかにあるかと思うんですけれども。今、財政状況いろいろな状況を見まして施設を維持していくという観点からも、これは教育委員会の答えはできないですが、なかなか難しい問題があるのかなあと思っています。

そこで、それを別に買える対価、払っても良いと思えるような、公民館の講座の内容であるとかいうのは、取り組むべきところの視点でもあるのかなと思っております。ここらへんを踏まえて、このまとめで書かせていただいたのは、やはり公民館のやっている事業は質の高いものを提供させていただくとか、いつもやっているものではなく、そういったものでソフト的に市民の皆さんにお返しできることはできないか、というところはあるかと思いますので、その辺りに視点を置いてまとめさせていただきました。

今井委員　今、集めた金というのは、そのまま全部、中央公民館かが、管理してそこに全部納金していますよと。その集めたところの地元の公民館には一切金は預かっていないんですよ。そのままどんどん中央公民館に流しておると。その金を何に使っているのかは、さっぱりわからないわけです。集めた金を、地元の公民館で貯めておいて、何か修理になったら使うとか、そういう目的があれば良いですが。何のために集めとるのか、その金が何に使われておるのか、全然、我々、自治会担当としては苦情を聞くだけで、はっきりわかっていないんですわ。

	そのへんのところがはっきりしてくれればわかりますよ。謝金というか、講師さんが来たときの謝礼。これは、今まででも白山町時代、随分出ていましたからね。それも今、切られた状態になっておるんですよ。切られたというか金額が下がった状態に。謝金は謝金で出ておるんですけれども、そのへんのところが随分、あちこちの公民館、５０幾つかあるんですか。
小泉分科会長	５３です。
今井委員	５３か。５３の公民館、いろいろなところから集めた金というのは、年間、相当な金額だと思います。
須山委員	講習講師の謝金は生徒が出しているのと違いますか。
今井委員	講師の謝金はいったんとにかく集めた金は、全部、中央公民館へ出して、その中央公民館から「どういう講座をやりますよ」というと、中央公民館から金が来るような感じらしいですわ。とにかく１００万や２００万ではきく金ではないと思う。集めた金は何に使っているのか、一度調べてほしいんですけどね。幾ら集まって、幾ら何に使うとるのか。
中川委員	集めているお金というのは、どういう講座で集めておるんですか。たとえば公民館には大きく二つあります。公民館がやっておる仕事は。一つは、自分のところが主催でやっておる講座。もう一つは、貸館というのがあります。その二つでやっています。 公民館が主催のときは利用料は取らないでしょう？
小泉分科会長	はい、それは取りません。
中川委員	それで、貸館のほうが1時間いくらとか、いやいや半日いくらとか言うでしょう。お金のことは、こっちのお金。
今井委員	一つの講座をやるということは、年会費として３０００円とか２０００円とか集めています。それと、１回につき、その講座があると３００円集めるとか。
中川委員	主催事業で？
小泉分科会長	いえ、主催事業は公民館がやりますから。 今井さんがおっしゃっているのは、自主講座のことだと思います。
中川委員	そうでしょう。貸館のほうでしょう。だから、貸館のほうはお金がかかりますわね。そのお金を全部、中央公民館に持って行っておるから、それのお金は何に使われていますかという話ではないですか。
今井委員	ええ。
長谷川委員	私もね。いろいろ公民館を利用して教育を受けていますが、主催と今の言われる流れなんかも全然違うんですよ。 いろんな貸館の場合は、絵なら絵の教師を呼んで、それに何人か集まって、その先生に対する謝礼というのは全部、その金額から出しているのでお金は残らない。だから、地域によって違うかもしれないけど、たとえば橋南にしろ、ほとんど公民館に金は残りません。 だから、一般の自治会とか公民館を使うとかはみんなタダです。民謡教室とか、そういうのは皆、そこが主催で金をとってやっておるわけです。

小泉分科会長	はい。ちょっと考えさせていただいたんですけど、いわゆる公民館が主催する課題講座と教養講座は公民館がすべて負担しましょうと。だけど、自主講座ですね。自主講座については会員が会場費を払っているいわゆる貸館です。現在は、それがスタートしまして２年目になるようですけれど、これは最初の３年間は５０％負担となっています。それから、理由は忘れましたが、さらに３年間も５０％は延長されることになっています。合計６年間は５０％負担です。 ６年過ぎて７年目からは全額負担になるので、そのときには津市全体で約２６００万円の収入がある筈です。だから、現在は全館隙間なしに使われて５０％負担で、１３００万円集まる筈です。年間。空き部屋もありますので、そうはいっていないと思います。 それから、これを決めましたときに、リージョンのような館は、ずっと昔からお金を取っていました。白山町では、今まで無料でした。このアンバランスを公平にしましょうよということからスタートしたのと、それから津市の財政がちょっと困難だからということで今のような形になりました。 ただし、各地域に文化協会というのがあります。文化協会に所属しておりますと、貸館料がゼロになります。使用料がゼロになります。文化協会として使用料を減免１００％ですから、いわゆる無料で借りることになる。文化協会でない公民館活動の講座は５０％になっています。
長谷川委員	スポーツの関係でもね、体育協会がものを借りるとタダなんです。協会は予算を持ってないから市からもらっている。ところが、競技団体たくさんありますね。競技団体が公民館を借りたら金は全部要ります。だから、体育協会の大きな一つの組織は市から援助をもらっていますから、タダ。一般の競技団体は皆、お金要る。
中川委員	要するに借りるときに申請書を書くでしょう。３枚目のところに、ちゃんとそれを書く欄があるんですよね。そこへ補助団体と書いたら無料になるんです。それを補助団体と書くためには、公民館のほうに原簿があって、それに載っている団体でないと、勝手に書いてもそれは駄目ですね。要するに補助団体は無料だと。だから、無料ですから１銭もお金を払っていませんから、有料で補助団体ではない団体が借りて自主的にやった、そのときに集めたお金はどうなるのかと。そのお話。
小泉分科会長	それは津市のほうの財政に入っている筈です。
今井委員	何に使っているのか。
田部委員	津市の歳入としてそれは入ってきているわけでしょうから、津市の中の考え方でどう使うかを決めていると思いますが、どうしても支払う側とか、そこを利用している側は、これがどうなったかとセット的に考えがちですね。それがどう自分に還元されるのか。でも、そこのところは、きちんと説明なさったほうがいいだろうと思います。そのへん、勝手にそう思い込んでいるというところが、使う市民側にするとあると思います。それは行政の方たちでは当たり前の考え方ですよね。私は組織をやっていますから当たり前の考え方ですね。ですけど、組織をやっていらっしゃらない個人の方というのは、こういうところは理解をするのに一つのハードルがあるということを、ご理解いただければと思います。
事務局（梅本）	市民の方に、いろいろ情報提供していかなければならないということですね。普段でも、わかりやすくなるような環境づくりというところは、たし

かに必要と思っておりますので、そのあたりを踏まえたいと思います。

小泉分科会長　また事務局、よろしくお願いいたします。スポーツ関係ではいかがでございますか。よろしゅうございますか。

小泉分科会長　それでは、「文化の振興」につきまして、このまとめでは３ページになっておりますけど、何か御意見、アイデアございませんでしょうか。

服部委員　戻ってよろしいか。

小泉分科会長　どうぞ。

服部委員　スポーツの振興。我々、旧本部のときには一つのところに体育協会があったんです。ところが、津市になってから体育協会と体育振興会に分けるといわれましたけれども。津市の考え方としては体育協会と体育振興会はどのように違って、どのように指導されているのか、教えてもらいたい。

長谷川委員　体育協会というのは競技団体です。これは日本体育協会の中の三重県としての体育協会。だから、津市の場合は、今度一つ入りましたので３８競技団体が体育協会です。体育振興会というのは各地区。振興会は各地区から何人か選ばれて、市の委嘱状によって出ておるわけです。だから、今、我々の連合会のほうでも２人とか、各地区から２名出ています。それの本来の仕事は、地区のスポーツに対してのいろいろな指導をすることです。

ところがね、これも僕は全然違うわけですが、ちょっと我々と合わない点がある。本来は指導するのは、体育協会の者が指導しますが、指導者の方はあまりそこまで研究しておられない。

長谷川委員　振興会は、各自治会単位であるんですよ。その点だと思います。僕も体育振興会の会長です。それは我々としては、地区においてのスポーツをいろいろな社協の関係でやっておりますから、地区がやっています。

中川委員　体育振興会の委員は自治会長に年度始めに「いい人があったら推薦してください」と依頼がきますが、必ずしもスポーツの選手とか、スポーツの堪能な者を推薦するということはないですね。

長谷川委員　体育振興会というのは自治会の関係ですよ。今、中川さんおっしゃるように。

服部委員　だから、私、言うのはね、体育振興会の連合会をやっぱり津市の中にもつくったほうがいいと思うんですよ。もともと白山町なり、旧郡部のほうでは結構、町が育成してお金を出しておったんです。ところが、津は体育振興会は１０万円である。下りている予算が、我々のときは５０万円ずつあったんですけどね。１０万円にされたものですから、やはり弱体化してくるし、事業が組めないものですから、あるだけの感じにだんだんなっていきそうなので、津市体育振興会連合会をつくって、きちっとしたものを津に入れるような組織を僕はつくっていくべきと思うのですが。

小泉分科会長　はい。新しい御意見ありがとうございます。

大幡委員　津市になって、私、３年ぐらい地元の体育振興会の会長をしていました。それで、だんだん予算が減って削られていたんですね。もう極端に、去年より１０万ぐらい減ったりしました。極端に、だんだん減ってきていますよ。

長谷川委員	津は安かったですよ。各郡部はすごい差がつく。
服部委員	スポーツの振興はいいですよ。野球なり、テニスなり、いいけれども、地域のスポーツ。ソフトバレーであるとか、みんなが参加できるような簡単なスポーツがなくなってきています。
長谷川委員	服部さんのところは体育指導員はおりませんか。
服部委員	５人おります。町内に。それとはまた振興会は別。
長谷川委員	一志なんかは、体育指導員というのは、美杉へ行ったらすごいのがいるし、だから、体育指導員というのは多いです。
服部委員	何かのマラソンへ出ていって面倒みたり、そういうところへ行っているみたいね。ただ、５人では何もできません。
田部委員	いろいろなことを企画するのに、お金が必要だということでしょうね。今のお話を伺っていると。お金がなくなると企画ができないということなんでしょうかね。 地域の中で割りと皆さん、つながりやすいでしょうね。あのスポーツというのはね。そういう意味で、大事なことでしょうね。
小泉分科会長	いろいろとありがとうございます。服部委員さんから出されました体育振興会の連合会。これを新しくつくったらどうかという御意見だったと思います。
事務局（梅本）	私は皆さんからの御意見をいただきまして、たしかにいろんな組織はあるけれども、実際にそれが機能しているのかどうかというところもあろうかと思います。 この分科会からの御意見としては、体育の中ではいろんな組織がされていいですが、連携とか、それぞれの活動の内容をきちんと中身を見定めて、今後、後期基本計画の中で、その在り方等、検討していかないといけないという御意見ということで、お伺いさせていただきたいと思います。
小泉分科会長	では、よろしくお願いいたします。それでは、スポーツのほうから、今度は「文化の振興」のほうへ移らせていただきます。何か御意見ございましたらどうぞ。まとめのほうでは、３ページになっております。
田部委員	いいですか。委員からの御意見みたいな形で、「１０００人規模の音楽ホールを」という感じのことがあったのですが。
小泉分科会長	そうです。
田部委員	音楽ホールだったら１０００人じゃなくてもいいのにと。演劇のホールだったら絶対に１０００人は大きいですけど、音楽ホールは１０００人以上でも、それこそ大ホール的なところでも、音響をどうするかによって全然、違ってきますので。
小泉分科会長	この件につきましては、久居の駅の近くにそういうホールをつくれば、交通の便もいいし、１０００席、座席ね。あとの公民館はホールは比較的小さいですから、だから、本格的なこういうホールをつくったらどうかという、ご提案があったわけです。

田部委員　どこのホールも多目的ですよね。ホールでいえばね。多目的ホールって演劇するにはとても駄目で、これは残響がね、聞き取りにくいんですよ。音楽ホールは残響がなければ駄目ですし。そういうところで目的別ホールというのを考えていただけると、私なんかはありがたいなあと思いますね。

須山委員　文化としてですね。前回北畠神社があまり宣伝されていないと。それで、津市の観音さんも、三大観音のひとつに入ります。高田本山はある程度、宣伝されている。なんで、津市は宣伝が下手なんでしょうか。アピールが足りないと思います。私たちも北畠神社に行って、本当にいい所に連れてきてもうたなあと思って感心しましたけど。

小泉分科会長　ありがとうございます。事実だと思います。

田部委員　今のお話の続きですけど、たとえば、いろんな地域でいろんなふうに、こういった活動をしてらっしゃる方が１３団体あり、観光ボランティアとかいろんなことをやっているものがあると。その人達が地域に向かって発信していくというのは、どんなふうにやっていらっしゃるのですか。そこを津市としては応援していくという、津市はあくまでも応援かなと思いますが。

小泉分科会長　観光ボランティアが１３団体あるという。これは今井委員が一番詳しいと思いますが、いかがですか。

田部委員　それと同時に、いろんなところで歴史の勉強をしていらっしゃる方が、個人でやっていらっしゃる感じはすごくするんですけど、個人じゃなくて、やはりそこがいいと思われたら社会発信することはとても大事なことだと思います。

それで、社会発信するためには、結構手段がわからなかったりするわけじゃないですか。そういうときに市として、どういうふうにそこをサポートするか。そういうサポート体制はどうなっているのと、逆に思うんですよね。市がすべきであるというふうには私自身は思っていないです。それは市民の仕事だと思うものですから。

小泉分科会長　そういうふうに考えてもらっていると思いますけど、今井委員、何か御意見ください。

今井委員　今、観光ボランティアガイドの津市のほうは、観光振興課が窓口でいろいろ対応してもらっていまして、県との絡みも全部、観光振興課が進めていただきまして定期的な会になっていますので、あまり心配していません。

石見委員　それは個々の町村がやっても良く、そして、そこでグループができて、それで各９町村のものが集まってできた。そこにあった場合もあるし、ない地区もあるし。私は安濃町ですが、なかったです。それが市として組織したのは古い街道を主に案内する団体が多かったように聞いているんですけどね。だけど、今はもう観光と産業、文化も含めて、その地域の観光案内ができるように努力すると。その９町村の団体があるという話をきいています。

田部委員　私は事務所が高田本山の駅の所です。本山にいっぱい観光グループの方が出入りしているんですね。私ども団体の事務所にも。皆さん、何かそういうのをしていらっしゃるのに、たぶんその１３団体の一つに入っているのかもしれないです。

私、外国の人が来ると、よく本山に連れていくんです。ものすごく喜んでくださるんですよね。日本の文化ということに触れていくことで。ですから、そういう感じでの動きというのは、バックアップがあったら、いろんな団体ができると思うんですね。ぜひ、津市を発展、皆さんに知っていただくためにも。

私、東京にいたときに三重県というのはほとんどわからないんですよ。修学旅行にしか来たこともありませんし、本当に見えない県ですね。お医者さんぐらいしかわからなくて、そういう意味では津というのも全然わからなかったです。

そういうところを、どういうふうに市民の力と合わせながら知らしめていくかというのは、すごく大きい気がするので。三重県の都市もそうですけどね。県庁所在地で「津」というのはとてもおもしろいじゃないですか。この「つ」という言葉自体が。

小泉分科会長　たしかに、三重と言われるとわからない、地図の上でも指せない人がいっぱいいらっしゃる。でも、伊勢という場はだいたいわかっているというお話は事実だと思います。

田部委員　そうです。

小泉分科会長　それでは、よろしいでしょうか。先へ進めさせていただきまして「人権尊重社会の形成」のところが空欄でございますので、次の項目で皆さんに御意見を頂戴したいと思います。

「参加と協働のまちづくり」に入らせていただきたいと思いますが、まとめのほうでは４ページになります。「市民活動の促進」に関して、何か御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。御意見と、新しいアイデア、よろしくお願いします。

田部委員　これもさっき、中間支援組織のことは申し上げております。

小泉分科会長　わかりました。では、その下の「市民との協働の推進」についていかがでございましょうか。

一番下は空欄でございました。のちほど、検討させていただきます。一番最初、田部委員から、中間支援組織についてはご発言もございましたので。

それでは、一応、御意見ないものとさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」）

それでは全体、このまとめ、きょういただいた御意見等、踏まえまして、もうこれは最後になるかわかりませんので、何か新しい御意見、あるいはアイデアがございましたら、お願いいたします。

中川委員　よろしいですか。無理だとは思いますが、発言だけしておきます。家庭学習も大変重大ですし、地域間の連携も大変ですが、やはり学校は学問の場だと思うんですよ。この前、発表された学力テスト。三重県が全科目の中で平均から下であったというような話も聞いておりますので、やはり資源立国ではない、労働立国である日本は、知的労働も含めて学問は必要だと思うので学問については、もう少しなんとか方法を考えて、子どもたち

	に学力をつける方法を考えてほしい。 ぜひ、津市で土曜日の半日授業を実施してもらいたい。もし、できるなら、やはり半日、土曜を津市でやって、よその行政に先駆けて一番名前が売れるのではないかと思うんですけどね。津市がやるという発表をすれば日本中に公表されて、津市いっぺんに売れるような気もします。
小泉分科会長	ありがとうございます。かなり私も深刻に、個人的には思っております。中学校に至っては５教科全教科、全国平均よりも下でした。数字もかなりさま変わりしたのもございましたので、それは私も感じております。
長谷川委員	公立は土曜日休みとおっしゃったけど、私学は土曜もやっておる。
小泉分科会長	私学はやっているところもあれば、それは独自ですから。
長谷川委員	独自ね。公立は今、いうように難しいですけど、全国で先駆けてやったら、それは有名になる。
田部委員	勉強を教えるのはとても大事だし、勉強をするのは大事ですよ。だけど、勉強というのは意欲があって初めて、自分のものになっていくというのがあるので、その意欲が低下していると、実は成果は上がらないですね。その意欲を低下させないということも、同時進行でやっていかないと。 その意欲というのは、自己肯定感という、子どもたちの自分が取り組もうとする意欲です。
中川委員	地域で活動できるという名目で土曜日の授業はなくなった。 ところが、地域の受け皿がないのに土曜日を休みにしてしまった。それが問題です。そして、指導要領の中の内容を減らしたんです。減らしたから、学力が落ちてきたので、今度、また増やしたんです。
田部委員	これは文部科学省に言わなければならないことなので、津市さんではどうしようもできない。
中川委員	やれるかどうかはわかりませんけど、特区という言葉ありますね。前からね。特区を使ってやってもいいと思います。希望のところだけ、学区とかの範囲内で、特区でやったらいいと思う。
小泉分科会長	いろいろお伺いしたいことはあるんですけど、前回の議論に係るまとめというのを、一応このへんで切らせていただきましてですね。空欄になって、後回しさせていただいたところがありましたね。それについて、今から検討していただこうかなと思います。 休憩時間とらないでいきますが、よろしいでしょうか。 （「どうぞ」の声） それでは、まとめを見ていただきまして、２ページの一番目に「高等教育機関との連携、充実」のところが空欄になっております。これについては、もしご発言がなかったら順番にお一人ずつ、何か一言、伺いたいと思いますので。
田部委員	申し訳ありません。これはちょっとイメージしにくいですね。たとえば、大学との連携とか、そういう意味ですか？

事務局（梅本）　そうですね。市内には、短大や大学があります。そういった高等教育機関との連携という形になります。

田部委員　そこまでは、私も思ったんですけれど、具体的に今、連携してある例なんかありますか？

事務局（梅本）　たとえば三重大学ですと、今は包括協定を結んでおりまして、その中で、専門分野である先生方にご協力いただいて、一つの事業をやるということもやっております。

田部委員　三重短とはどんなふうに連携をしていらっしゃるんですか。

事務局（梅本）　三重短の中でも、地域政策的な講座等を設けて、その中に職員が入っているというのもあります。あそこは市のシンクタンクとしての機能を持っています。

石見委員　一身田地区と三重大学の交流というのは、これはたしかに、連携の話だと思いますね。それを一身田中学校も、地域の要望もあるし、学校の要望もあるし、大学のほうに問い合わせがあって、教育学部があるので交流が成り立ったと思います。

　こういうような形で、そのほか、たとえば食品関係のところであれば、三重短に家政科があるから、そういうような形で部分的なパートで積極的にそういう動きをしていけば、かなり進んでいくのではないかと思います。

小泉分科会長　ほかに何かございませんでしょうか。

小泉分科会長　高等学校と大学というと、津商業、あるいは相可高校と三重短大とはかなり深い関係がございますね。

小泉分科会長　そうしたら、一言ずつお伺いしましょう。高等教育機関との連携につきまして、短くお願いできましたらと思いますけど。石見委員からいかがですか。

石見委員　津市には大学が幾つかあってその素材も、地域に何か貢献できるようにという思いは十分あると思うんです。そのような意味からも、中学校単位ぐらいで、いろいろなところと交流を深められるものがあればと。

　それから、そのほかは短大の家政科さんと、地域の病院グループのようなところとか、健康職員グループのようなところ。ちょっと私はわかりませんけれども、そういうようなところと、交流を深めるとか、それぞれのパートで深まりをつくっていったらいいかなと。それを市のほうで、お世話していただけるというようなことを思いました。

小泉分科会長　わかりました。今井委員、お願いします。

今井委員　白山高校と白山中学は、今もかなりの連携を持ってスポーツとかそういうことでやっていますので、今のままで私はいいと思うんですけどね。白山町に関しては。

長谷川委員　小学生・中学生を集めてのスポーツ教室の中では、やはり高等学校がいろいろやっています。先般も津東、高田高校が来て指導しています。

　だから、大学そのものはないんですわ。スポーツ関連。強いところないんです。そんなことで、特に今、高田高校はすごいシステムが立派なんです。スポーツ関係が。ですから、新しい分野でいろいろ協力もしてくださ

	る。馬術も今度、体育協会に入ります。
小泉分科会長	馬術は今度、種目に入るんですか。
長谷川委員	馬術ですか、入ってくるんじゃないですかね。検討はかなりしていると思います。
小泉分科会長	有望ですね。この間、オリンピック７１歳の方で。
長谷川委員	すごいでしょう。ああいうこともありましたのでぜひ。今、６頭ぐらいおるんですかね、高田には馬が。
小泉分科会長	中川委員さん、どうですか。
中川委員	あのね、私とこの公民館は中央公民館ですね。昨年、半年にわたって大学の先生が講義を開いて、一般に募集して半年間やってみえましたね。大学の先生が来て。これは公民館活動、公民館の事業やなくて、自主事業です。大学の先生一人来て、学生は何人か来ていました。そういうのが去年あったんです。半年にわたって。４０人ばかり受けていました。それが一つ。 今、これも、広い意味では、今までなかったことだから連携の一つになると思うんですが、三重大の学生、先生もみえるんだけど、学生が主として来て、橋南小学校と東橋南中学校へ活動に入っています。学校の中へ。特に重点的に入っておるのは音楽関係。文化祭でブラバンが来たり、ピアノを弾いたり、子どもら、体育館の中で文化祭の一つの特別出演みたいな形で。それと、ブラバンの小さいのと、それで子どもらの、あるいは中学生のバンドとが一緒になって、演奏するとかという、三重大がかなり小中には入っています。今までなかったことですね。
小泉分科会長	そうですね。ありがとうございました。
石見委員	きっと、大学もいろいろなところで、自分らで活躍できる場、発表できる場を求めていると思うんですわ。だから、つながりがあれば入る。
中川委員	割合、簡単に出てきてくれるんです。調整つけば。というのは、僕は違う意味では、学生はそうやって出てくるのは、いいことやと。交流することはもちろん、自分らのために良いですよ。いずれ教員になるんですから。教育実習とはいわんが、実習の一つみたいなものですよ。そういうところで研究をして、多くの何百人かいる生徒の前でやるというのは違いますからね。そういう意味では、いい活動だと思っています。
田部委員	行政は、たとえば、皆さんの現場でやっていらっしゃることをまとめることで、「あ、こういう連携ができるんだな」ということを掴まれようとしているのか。行政自体が行政のレベルだったらどういう連携ができるのかということを、私たちが意見として申し上げるのか。それが私にちょっとわかりにくかったです。
事務局（梅本）	それはどちらも含めてなんですが、今、これまでやっている連携というのは、先ほどちょっと資料でもお示しさせていただいた中ですけれども。またそれ以外のやり方とか、在り方などの考えやアイデアを伺いたいということです。
田部委員	今、皆さんが話をしていただいたところでいいわけですね。

事務局（梅本）	そうです。
田部委員	それでしたら、協働事業を、実際にはやっていくということとか、連携とか、それが学校にとってもいいという形になるようなものを、学長がどういうふうに掴んでいるかということもありますね。学長がわからないと、私たちは学長に交渉にいきますから、話をしても現場の中に外部が入ってくるわけですから。そのあたりは、かなりご理解がいるなと思います。 三重大なんかのときに行かせていただいても、結構、教授と話すときに、そのようなことは何度か感じることがあります。あちらは出てきたり、インターンシップや何かでは、こちらが受けるということは構わなかったり、その教授と話をすること自体はいいんですけど。そこに学生を巻き込んで、一緒に何か事業展開する場合には、連携とか充実とかがうたわれている割には、壁がまだまだあるという感じがしています。
小泉分科会長	ありがとうございました。言い足りなかったというところ、ございますか。よろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり） それでは、２つ目の空欄に入らせていただきます。２つ目の空欄は、このまとめの４ページの上のほう。「人権尊重社会の形成」に入らせていただきますが、御意見が出れば、順番じゃなくても、はい。
田部委員	何回か、子どものことで申し上げた、権利の問題で申し上げたことは、ここが重なると私、思うんですね。私は子どものことでやっていますから、子どもの権利を守られるということは大人の権利が当然、守られていく。 権利の中で、一番基本的なものが人権だと私は考えているんですね。生まれたら、当たり前にそれは尊重されるものということで、そういう意味で、相互尊重の精神だとか、みんなが生まれてきた以上、生まれてきてよかったんだ。幸せになる権利、皆さん、持っていますよね。 そのために、具体的に「子どものことを本当にわかってください」ということを自分の立場から申し上げたんですね。皆さんにチャイルドラインに入っていただきたいと思います。子どもがどんな思いを持っているかというのは、すごくよくわかる。本当に子どもの訴えみたいなものを聞いていると、大人がいかに大人の目線だけで、大人の立場だけで子どものことを、大人が判断で捉えているということが、かなりわかってくるかなと思います。 私は子どものことでしか、ちょっと言いようがないんですが、あくまでも、これは入り口ではあります。
今井委員	人権といえば、子どもに係る全体のことであって、いろいろ我々は担当しておる人権ネットワークの年間行事がいろいろあるんです。映画会、講演会をやったり、地域の文化の発表会だとか、そういうのを含めてやると、いろいろな人が聞いてもらうんだけど。だいたい出席するメンバーは決まっています。もう毎回。８０人も連れてこいといえば動員もかかるだろうし、でも、それで結構、動いております。 町単位では町民会館で、いろいろな講演会もやっていますので、それにも参加して、いろいろな勉強させていただいています。
田部委員	白山とか伊賀はすごいですよね。人権問題が、白山とか伊賀はすごいですよね。

小泉分科会長	その件につきましては、先ほど申し上げました点検結果の資料の９１ページ、９２ページに数字も、かなり出ております。
田部委員	それから、もう一つ大きく言えるのは、これはもう本当に行政にですけど。人権とか、そういったものというのは、すべての施策にかかっていく問題だと思うんです。ですから、その施策の中で、どういうふうに、このことが生かされているかということをたぶん人権課で全部検証されているのを見たことあるんです。常に検証されながら、どう生かされているかというのは、行政の方にお願いするしかないのかなあと思います。
小泉分科会長	石見委員、どうぞ。
石見委員	最近、特にいじめの問題が世間で話題になっておりますけれども。あれも結局、考えてみれば、相手の立場を理解しない人権問題の典型的な問題と思います。 同時に、自分を大事にしてもらいたい。一人の人間として、先ほどから話題になっている、子どもとして大事にしてもらいたい。と同時に、やっぱり他の人も同じように大事にしていかなきゃならない。そういうふうなものを家庭、地域、学校等で育てていかないと。これは子どもたち自然のままだったら、やっぱり自己中心的になってしまう可能性が強いので、自分も友達から大事にしてもらったときの喜び、そのようなものを大切にしながら育ててもらうとうれしいなというようなことを思います。 ある意味では希望的な見方ですけど、やはりそうしていかないと、いじめというのは、なかなかなくならないと思ったりもしますので、いじめられる人の立場というのを大事にしてやりたい。 先ほどからも出たように、人権、白山なんか大事にしてもうとる人権問題なんかも、そういうふうな目で大事にしてもうとると思います。
田部委員	「人を大事にする前に、自分を大事にする」ということがまずないと、人を大事にできないですね。自分を大事にするということは人を大事にするということにつながる、子どもたちへの話し合いというのは、白山の子どもたちのなんか私、聞いたことがあるんですけど、すごくそれが生きているなと思ったことがあるんです。だから、たぶん積み上げがすごいんだろうなって思いました。 学校へ行くと「友達、大事にしなさい」から始まるんですね。子どもたちと、私が話しているときに、「まず自分を大事にして、自分と同じ重さで、どれだけ友達が大事にできるか」という話をするんですけど。同じ重さには、なかなかならないんですけど、でも、そこに近づくということを、どう努力するかというのは、すごく大事かなって思っています。 自分を大事にできない人は、絶対、人を大事にできませんので、これだけは保証ができるんですよ。人間の真理ですから。 子どもたちがいじめをするときは、実は電話にはいじめられる子どもだけの電話が入ってくるわけではないです。いじめている側の子どもの電話というのも、結構たくさん入るんですね。そのときに、どうして。いじめは、ほとんどの子どもは悪いと思っています。「どうして、『ああ、意地悪い』と思っているのにしてしまうんだ」という子どもの話を、受け手が聞いているんですね。 人間は余裕がなくなったり、追い詰められたりすると、誰かをいじめたくなったり、誰かに何か意地悪したくなったりする。それが、そのぐらい、子どもたちは闇を抱えているんです。追い詰められている。 だから、勉強されればいいんだとかっていうことではないなと。同時に

	そこをどう開放しながら。そうしたら、嫌でも勉強するんですよね。
須山委員	愛情が大事ですね。
田部委員	そこになるんですけど、そこで家庭の問題と、こうぐるぐる回っているんですけどね、実はね。その実態をわかっていただきながら、でも、本当に人と人は大事にされないと駄目だと思っているんですよ。
長谷川委員	どの会議に行っても、この人権ほど難しいものはないですよ。今、子どものことがたくさん出ていますけどね。民生委員を長いことしていて虐待問題に取り組んだことがあるんです。虐待問題で虐待しておる親はね、昔、若いころ、虐待されていることが多い。 親の教育、社会の教育、何が悪いのかわかりませんが、また虐待問題でも、今のいじめ問題でも、これはね。なんとかもうちょっと、世の中を直すか、親を教育するかどっちかです。子どもに言うたって仕方ないですよ、これは。
田部委員	子どもは被害者ですよ。このいじめ問題は、子ども社会だけじゃないと思います。
小泉分科会長	はい。ここで議論しだしたら、何日かかっても足りませんと思いますけど。今、お聞きしました御意見はすべて、もう本当だろうと思います。
小泉分科会長	ユニバーサル・デザイン、これも今、かなり浸透してきていますけれども、あれも人権を守っていく大変な大事なことと思います。
田部委員	そう考えると、自転車でもね。駅の変なところにとめないでおこうとかね、やっぱり思うじゃないですか。そういう方たちのためにね。
小泉分科会長	それでは、人権のこと、大変大事なところを走るようで申し訳ないんですけども。もう一つ、空欄がございますので「市民との協働の推進」のところへ移らせていただきたいと思います。どなたかから、ご発言ございましたら。
須山委員	中川さん、自治会の中で率先して参加する人少ないでしょう、このごろ。
中川委員	少ない多いもあるけど、限られておるという問題がある。出てくる人は出てくる、出てこん人は出てこない。
須山委員	問題ですね。
中川委員	量もあるけれどもたとえ８割出てきて「ああ、よかった」って、この２割の人は１年中出てこない。そうしたら、不都合があって出てこないのか。たとえば、体が不自由だとか、寝たきりかというと、そうではない。
須山委員	災害の多い時、この市民との協働というのは大事だと思いますよ。
服部委員	それと、すいません。行政側に対してですけれども、私ども地域にはそれぞれ、たとえば２０年、３０年かけた、お祭りがあります。最近、津市になってから職員が参加をなかなかしてくれないですね。今までは、町の職員が前面に出てきてくれたんですが、まるっきり腰が引けたというか。 ところが、津の花火とか津祭りには職員が、一生懸命走り回っておるんです。地域に帰って言うんですが、協力する体制がなくなっている。

やはり年に１回のことですからね。みんなが集まってきて、今まで、もうそれこそ都市化してしまって顔もわからん、めったに会わないという人も、会えるのはその日一日なんですから。手伝いぐらいは、やっぱり同じように職員も、市民と一緒になって協働して盛り上げるというような方向に、今後もぜひ、もっていってもらいたいなあとは思うんですけれども。

長谷川委員

津祭りはたいがいたくさん出る。それからね、津シティマラソンってありますね。あれも津市あげての大きな大会。それについても行政はすごく協力的。きのう一昨日の一志の吉田沙保里の応援会も９日の夜７時から、翌日１１時まで協力してもらった。
やっぱり市民との協調というか、何かそういうのをつくっていくことによってできていくんではないか。何もないとできない。行政だって人がいないので、別に行政の肩を持つわけやないけど、大変。

事務局（梅本）

協働といいますと、たとえばある場面では市民の団体さんが全面で出ていくという方法もあれば、市が市民の方々の思いを受けて、全面で出るというのもあります。いろんな形があるかと思うんですけど、そういうのを含めて柔軟に連携をして一緒に何かを創りあげていくというところだと思います。

田部委員

ここは協働ですね。言葉としては連携ではなくて協働ですね。

事務局（梅本）

はい。もう一つ申し上げますと、今、市では「対話と連携」という事業を進めています。これはまずはなんでも市民の方と一緒に対等にやるというわけではなくて、行政が本来しなければならないことはまずする。
だけども、そのいろんな場面を通じて、まずは市民の方々と対話を重ねて、アイデアも出てきますが、全部が全部、すぐにできることでもないので、これはなかなか難しいところはあります。
でも、できるものからというのはあると思います。それは、できるものから、全体をできるのを待ってするのではなくて、部分的にできるものからやっていこうというのが「対話と連携」という事業でして、今、この「参加と協働の推進」というのが、大きなベースとなっています。
このあたりを踏まえまして、皆さんからの御意見等をいただければと思っております。

田部委員

たとえば、お祭りを地域でするとするじゃないですか。津まつりは津市も主催者ですよね。違うんですか。

事務局（梅本）

実行委員会に入って、その事務局をやっているのが津市です。

田部委員

そうですね。地域の祭りのとき、地域がつくっているのではなくて、だとすれば最初から津市もどう入るか、という協議がされていないと共催になりませんよね。協働事業に。

事務局（梅本）

そうですね。そのやられる団体の方を支援、動きやすいようなステージを用意してあげて、うちのほうとしてはそれを支援していくというのも一つでありましょうし、私らの連名で後押ししてもらうのがいいという場面もありますので、いろんな連携の仕方があるかと思います。

今井委員

同じ祭りで事務局が入っているのと、地域の祭りには事務局がなぜ、入れないの？

　津祭りの実行委員会はあるんですが、我々も実行委員会は別にある。事務局は持つ、こちらは持てない。同じ職員が、同じ祭りのどうして事務局持てないか。

服部委員　いや、総合支所は裏から私たちは協働しますと言うんですけど、表向いて出てこない。事務局も持たないし。協力はしてもらうんですよ。見て見ぬふりもできないからしてもらうんですけど、昔のように津祭りで事務局が持つように、地域で事務局をなぜ、持てないかって。

田部委員　すべての地域の行事に、津市が全部事務局持つというのは、不可能であると私は思っているんですね。

今井委員　いやいや、津市で持てない、総合支所の話。

田部委員　地域の主催の在り方ってすごく大事じゃないですか。そこの主体をどういうふうに補助していくか。そのために津市として地域住民の動きと協働してやっていけないかということを考えていただくというのは、これから方向性としては持っていただけることかと思います。

事務局（南浦）　私は前、河芸におりましたので、河芸の「ざるやぶり」という、昔の祭事があるんです。これは保存会が、いうたら行政は全く関係なしで、そこの保存会がやっていますね。
　だから、いろいろケースバイケースやと思うんですけど。ただ行政の行政主導から民主導というようなことで、合併してから振り替えていったというのは事実。だから、今まで行政が抱えてやっとったのを、なんとか地域でしてくださいよという形で。

服部委員　白山なんか、ただ一度のお祭りだけです。もうほかない。ふれ愛フェスタという祭りが年に１回あるだけです。白山町で。みんなが集まる日はその１日なんですよ。

長谷川委員　あの祭りは、今、服部さんが言われるように、幾つあってもいい。大なり小なりで、そんな悪いことじゃない。白山の祭り、どこの祭りだろうが、香良洲のなんやら祭りとかあるわね。そういうのも含めて、津もあってやればいい。

中川委員　教えてほしいんですが、白山ですか。やるときに、白山の総合支所ですか、そこへ声かけるんでしょう。

今井委員　当然、出てきてくれますよ。

中川委員　出てくるでしょう。

今井委員　「我々も表向きはできませんけれども、裏では協力させてもらいます」と言ってもらってます。

中川委員　前へ出て、仕事を担当してやると、何か法に触れるのか。法には触れる筈はないんやけれども。

事務局（南浦）　今、先ほど申しました、協力の仕方だと思うですけど。合併してから、「地元でできることは地元で」というふうに、お願いしているのは確かで

す。先ほど申しました、私は河芸におりましたので、河芸も秋に祭りがあるんですけど、これは実行委員会を組織していますが、その実行委員会の事務局を河芸総合支所が預かっていますので、職員が動いている。
　ただ、先ほど言いました、ざるやぶりという保存会があるものについては、これはもう全く関係なしです。同じ祭りでも、総合支所が持っていると、当然、地域振興が企画とか運営とか、事務局案として実行委員会等に図ってまいりますので、動きますよね。

服部委員　だから、お願いされてうんと言わんところだけが、事務局を持ってくれている。それなら、白山はうんと言わんだったらよかった。

小泉分科会長　服部さん、ご不満はたくさんあると思いますけど。このあとはね。また白山の支所で言ってください。はい、ありがとうございます。

事務局（梅本）　服部委員から意見を言っていただきましたもので、大きく言いますと、行政とその地域のかかわり方、職員をどこまで配置。行政として地域とどのような関わり方という方法も、在り方も、もう一回検証して、検討したほうがいいのではないかということですね。

今井委員　その１０ある地域でどんなふうになっとるか、調べて下さい。我々は皆そうと思っている。どこまで、事務局が持っておるか、調べてください。

事務局（梅本）　またお調べさせていただいて、今回のまとめさせていただいたときと同時に、こういった状況でしたということをお知らせします。

小泉分科会長　新しい前葉市長さんもね。「市民主導」という言葉を盛んにお使いになっていますのでね。やっぱり地域に主権を持たせたいという、お考えがあると思いますので。でも、できるだけ協力していただけるように、調整をお願いしたいなとは思います。
　これで終了したいなとは思うんですけど、これだけはどうしても言っておきたかったということは、ございますか。この辺りが心残りとか。

田部委員　さっきのことなんですが、私たちの団体だったら、自分たちで実行委員会つくるんですね。それで、全部働きかけていくんですよ。行政にも当然、働きかけていって、子ども総合支援室から何人もの方においでいただくし、当日も、ものすごい力になっていただきます。
　そういう形で、そこが主催していくという形をとる。地域には、まずそれができると思いますね。そこで県なんかでも、何人もやはりおいでいただいて、本当に自分たちが実行委員会をつくったところが主催していく。それは、自分たちの力にも、地域の力にもなっていくことですよ。そこに幾つもの協働相手をつくっていくという形でやるのが、一番、たぶん地域の中でもいいと思ったので、参考にしていただければと思います。

小泉分科会長　ありがとうございました。
　それでは、皆さんからはそういうことで。事務局のほうから何かございましたら、どうぞお願いいたします。

事務局（梅本）　本日は本当にたくさんの御意見をありがとうございました。今回の内容を踏まえまして、事務局案としてまとめさせていただきまして、皆さんに送付させていただいて、書面でご確認いただきたいと思います。
　あと署名ですけれども、８月２０日の議事録の内容ですけども、今月２０日までに一度、ご確認いただきまして、ご返事をいただきたいと思いま

すので、よろしくお願いいたします。

小泉分科会長　議事録の内容、お持ちいただいていますね。すいませんが２０日までにご検討のうえ、ご連絡をいただきたいということですので、よろしくお願いいたします。
　事務局、以上でよろしゅうございますか。

事務局（梅本）　次回の開催場所ですけれども、大会議室Aになりますので、こちらに次回もお集まりください。

事務局（梅本）　最後に、先ほどの公民館の調査報告の関係で、ちょっと担当のほうから報告させていただきます。

小泉分科会長　公民館関係のご報告を伺います。

事務局（深堀）　お時間をいただきまして、公民館の歳入の関係を見てまいりました。公民館の貸館の際に、使用料については１００％、公民館の管理運営事業に充当され、公民館を維持していくための諸々のことに使われるということでございます。
　もう一つが、体育協会と体育振興会の違いですが、体育協会は先ほど長谷川委員おっしゃられたとおりです。競技団体の集まりでございます。
　体育振興会については、ほぼ小学校区ごとにある地域のスポーツ振興を図るための団体です。地域の方が組織をされているということでございまして、現在、６２団体があります。市からの支援としましては、補助金を出していくという形で、スポーツ教室であったり、地区の運動会等を主催されています。

小泉分科会長　ありがとうございました。それでは本日、長時間、熱心なご討議いただきまして、ありがとうございました。